

全日本合唱コンクール徳島県大会規定（2023年4月16日改訂）

第1章 総 則

第1条（名 称）

第〇〇回全日本合唱コンクール徳島県大会（サブタイトル：第〇〇回全日本合唱コンクール四国支部大会予選）とする。

第2条（主 催）

徳島県合唱連盟、朝日新聞社とする。

第3条（後 援）

関係省庁・開催地の自治体及び自治体教育委員会など、徳島県合唱連盟理事会で決定したものとする。

第4条（期 日）

毎年7月下旬までに実施する。

第5条（審査員）

3人とし、徳島県合唱連盟理事会で決定する。

第2章 部門・出演区分・出演人数

第6条（部 門）

実施部門は、小学校・中学校・高等学校・大学職場一般の4部門とする。

第7条（出演区分・出演人数）

各部門の出演区分と出演人数は次のとおりとする。

(1) 小学校部門 …………… 6名以上

(2) 中学校部門

混声合唱の部 …………… 8名以上

同声合唱の部 …………… 8名以上

(3) 高等学校部門

A グループ（小編成の部）…………… 8名以上32名以下

B グループ（大編成の部）…………… 33名以上

(4) 大学職場一般部門

大学ユース合唱の部 …………… 8名以上

室内合唱の部 …………… 6名以上24名以下

混声合唱の部 …………… 8名以上

同声合唱の部 …………… 8名以上

なお、出演人数には、指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は、出演人数に加えるものとする。

また、出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は、審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、理事長又は副理事長が判断して審査の対象とすることができる。

第3章 出演資格

第8条（出演資格）

出演合唱団は、徳島県合唱連盟に加盟している合唱団で、徳島県合唱連盟理事長が認めた合唱団であること。

第9条（各部門の出演合唱団資格）

各部門の出演合唱団の資格は次のとおりとする。

(1) 小学校部門

①同一校または3校以内、複数の小学校に在籍する児童で編成する合唱団で、常時活動し徳島県合唱連盟理事長が認めた合唱団。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

②団体名には学校名を含めなければならない。

③出演団員は1回に限り出演できる。

④小中一貫校から出場する場合は、小学校相当学年の児童で編成する合唱団は出場することができる。

(2) 中学校部門

- ① 同一校または3校以内の中学校に在籍する生徒で編成する合唱団で、常時活動し徳島県合唱連盟理事長が認めた合唱団。
なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
- ②団体名には学校名を含めなければならない。
- ③同一中学校から複数の合唱団が出演できる。ただし、この場合は出演合唱団ごとに連盟に加盟していなければならない。
- ④出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。

(3) 高等学校部門

- ① 同一校または3校以内の高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団で、常時活動し徳島県合唱連盟理事長が認めた合唱団。
なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。
- ②団体名には学校名を含めなければならない。
- ③同一の中高一貫校に在籍する生徒で編成する合唱団。ただし、中高一貫校として出場する中学生は規定上高校生として扱う。
- ④同一高等学校内から複数の合唱団が出演できる。ただし、この場合は出演合唱団ごとに連盟に加盟していなければならない。
- ⑤出演団員は同一種別（混声・男声・女声）に1回に限り出演できる。

(4) 大学職場一般部門

①大学ユース合唱の部

出演人数が8名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団。

※出演団体は出演するメンバー全員の名簿（名前と年齢を記載）を提出する。

※ジュニア（少年少女）合唱団は、この「大学ユース合唱の部」に出演することが望ましい。

②室内合唱の部

出演人数が6名以上24名以内で編成する合唱団。

③混声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する混声合唱団。

④同声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団。

⑤大学職場一般部門には、同一合唱団は1回に限り出演できる。

⑥大学職場一般部門には、小学校部門・中学校部門・高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。

第10条（指揮者・伴奏者・独唱者）

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、小学校・中学校・高等学校の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第9条の出演資格を満たさなければならない。

第11条（シード合唱団）

(1) シード合唱団の適用部門は、大学職場一般部門とする。

(2) 前年度の全日本合唱コンクール全国大会でシード権を獲得した合唱団は、全日本合唱連盟推薦団体として、県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。

(3) シード合唱団は、県大会及び支部大会に審査の対象外で出演しなければならない。

(4) シード合唱団は、前年度の全国大会に出演した出演区分を変更することはできない。

第4章 演奏

第12条（楽譜の購入）

小学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門においては、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ（課題曲集）を、出演人数分必ず購入して出場しなければならない。

第13条（演奏曲）

中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。

小学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門出演団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。この場合の演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。

第14条 (課題曲・自由曲)

課題曲と自由曲の演奏は次のとおりとする。

- (1) 課題曲は、上記の合唱名曲シリーズから1曲を選択して全員で演奏しなければならない。
- (2) 自由曲は、曲目・曲数に制限はない。

第15条 (演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- (1) 小学校部門
課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。
- (2) 中学校部門
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- (3) 高等学校部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- (4) 大学職場一般部門
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

第16条 (伴奏楽器)

伴奏楽器は自由である。ただし、主催者の用意するもの以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

第17条 (演奏曲・曲目順・伴奏楽器・出演区分の変更禁止)

県大会・支部大会・全国大会を通して、演奏曲目・曲目順・伴奏楽器及び出演区分を変更することはできない。

第18条 (出演順)

徳島県合唱連盟理事会において決定する。

第5章 県代表

第19条 (県大会から支部大会に推薦できる合唱団数)

- (1) 小学校部門においては1団体を推薦する。小学校部門は支部大会を実施していないので、県大会より推薦の1団体を、支部代表として全国大会への推薦団体とする。
- (2) 中学校・高等学校・大学職場一般部門において、参加合唱団数の66% (端数四捨五入) を推薦団体数とする。ただし、大学職場一般部門については、大学ユース合唱の部とそれ以外の部に分けてこの規定を適用することとする。

(四国支部大会規定に基づく)

* 県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
* "	4～5団体	3団体
* "	6団体	4団体
* "	7～8団体	5団体
* "	9団体	6団体
* "	10～11団体	7団体
* "	12団体	8団体
* "	13～14団体	9団体
* "	15団体	10団体

以下これに準ずる。

なお、シード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない。

第20条 (編成区分の変更禁止)

出演団体は、県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分を変更することはできない。

第6章 出演経費・審査と表彰・規定違反

第21条 (出演経費)

- (1) ~~小学校部門の参加料は無料とする。~~
- (2) ~~その他の部門の~~参加料は1団体15,000円と比例分担金(出演人数×100円300円)とする。また、出演に要する費用は、出演団体の負担とする。

第22条 (審査と表彰)

- (1) 徳島県大会出場の全合唱団を各部門ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅賞いずれかの賞を贈る。ただし、大学職場一般部門については、大学ユース合唱の部とそれ以外の部に分けて審査するものとする。
- (2) 本大会出演の全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を贈る。

第23条 (規定違反の扱い)

出演資格など本規定に違反したときは出演を停止または入賞を取り消すことができる。

第7章 その他

第24条 (規定の改廃)

この規定の改廃は、徳島県合唱連盟総会出席者の過半数の賛成による決議をもって行う。

附 則

- 1 この規定は、平成25年5月12日から施行する。
- 2 平成26年4月13日改定(大学職場一般部門における支部大会への推薦団体数設定の変更)
- 3 平成28年4月16日改定(大学職場一般部門における出演区分及び主演人数、出演合唱団資格の変更)
- 4 平成30年4月21日改定(小学校部門の創設、出演資格の変更等)
- 5 改定2019年4月20日(小学校部門における演奏曲、小学校部門における支部大会への推薦数の変更等)
- 6 改定2021年1月30日(中学校、高等学校部門における合同合唱団の人数上限の記載等)
- 7 改定2023年4月16日(小学校部門における合同合唱団の学校数、参加料の変更等)